

2 補助事業の対象範囲

1 補助対象事業の内容及び具体例等

日本遺産を推進する取組。

以下に各事業の◆代表的な取組例と▽主な留意点を記載します。ここに記載がなくても、本事業の趣旨・目的に沿わない取組は補助対象外となります。

◆代表的な取組例 ▽主な留意点

日本遺産事業

(1) 人材育成事業

◆観光ガイドの養成

◆コーディネーター等の養成

▽養成講座の修了者等の実際の活動状況を補助事業完了後も継続して把握すること。

(2) 普及啓発事業

◆普及のための講演会、シンポジウム、展示会、教育事業等の開催

◆日本遺産に関する商品化のためのワークショップ

▽シンポジウムや展示会等については、日本遺産の価値を伝える取組の一環として戦略的に計画し、ストーリー全体の普及として位置付けられていることが必要。一過性のイベントや日本遺産と関連性のない取組は補助対象外。

▽市民ホール等があるにもかかわらず、屋外で行う場合の仮設舞台経費等は補助対象外。

(3) 調査研究事業

◆未指定の構成文化財の調査研究

◆嗜好性に関する調査

◆ストーリーを充実させるための調査研究

◆モニターツアーの実施 (実施するだけの取組は補助対象外)

▽成果物を配布するだけの取組は補助対象外。

▽営利目的の事業は補助対象外。

▽文化財指定を目的とする調査は補助対象外。

▽モニターツアーは、参加者の調査報告(アンケートのみは不可)等を分析して成果を取りまとめ、その成果の活用方法等を報告書で記載する場合に限り対象とする。

留意点

▽神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等は補助対象外。(指定文化財を除く。)

▽国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な取組は補助対象外。

▽地方公共団体等が本来実施すべき事業と認められる取組は補助対象外。

▽学校の授業、クラブ活動等における取組は補助対象外。

2 補助対象とならない取組の例

以下に記載している内容は、過去に実施した補助事業で不採択(補助対象外)とした取組の一例です。不採択とした考え方も記載していますので、事業計画立案の際の一助としてください。

なお、ここに記載のないものでも、本補助事業の趣旨・要項等に沿わない事業については補助対象外となります。

また、補助対象となる取組であっても、高額な交付要望は、予算上の制約や費用対効果の観点から採択されない場合もあります。

○人材育成事業

- ・博物館学芸員の育成（博物館の本来事業）
- ・ガイドのための英語研修（英会話学校への通学）（受益者負担の範囲）
- ・ガイド等のためのジャケットやジャンパー、帽子などの制作（団体の本来の管理費）

○普及啓発事業

- ・美術館・博物館の企画展や展示コンテンツの作成（美術館・博物館の本来の事業）
- ・学校の授業での活用を前提とした副読本や教材などの制作（学校教育の予算で実施すべきもの）
- ・地域に関係のない伝統芸能や伝統工芸等に関する取組（構成文化財の関連性が認められない）
- ・学術調査等の根拠に基づかず伝統芸能や伝統工芸等を復活する取組（後世の創作）
- ・現代アート（構成文化財の関連性が認められない）
- ・俳句コンテスト（優劣をつける取組）（一過性イベント）
- ・構成文化財等で実施される地域性を伴わない公演や演奏会（一過性イベント、日本遺産との関連性が認められない）
- ・文化財建造物等におけるプロジェクションマッピング（一過性イベント）
- ・文化財のライトアップ（一過性イベント）
- ・単独で実施する海外での普及活動（成果の活用や効果が見込めない）

○調査研究事業

- ・市史、町史、村史の編さん（地方公共団体の予算の付け替え）
- ・大学や研究機関等が実施すべき研究・成果発表（大学等の予算の付け替え）
- ・個別の文化財の詳細調査（文化財指定を前提とした調査に他ならない）
- ・現地調査に先立つ草刈りなどの環境整備事業（維持管理費）
- ・まちづくり計画そのものを策定する取組（地方公共団体の予算の付け替え）
- ・大学や研究機関等が実施すべき研究・成果発表（大学等の予算の付け替え）

○情報発信について

- ・特定の文化財単体のAR開発やパンフレット等の作成（特定の文化財の情報発信は補助対象外）
- ・団体間の連絡ホームページの作成（情報発信に当たらない）
- ・既存コンテンツ（ホームページやパンフレット等）の更新・改修・増刷（多言語化を除く）、アプリと連動した Beacon 機器の追加・更新（初期投資を除く）
- ・会報誌や機関誌などの作成・発行（団体の本来の活動のため）
- ・アンケートを実施するだけのモニターツアー（成果の活用や効果が見込めない）
- ・地域の特産品や商品などの開発（商業行為）
- ・協議会等が直接実施せず、全部委託して実施する連続講座（団体に主体性がない）

○公開活用のための整備について

- ・古道の復元や登り窯覆屋の修理（特定の文化財の整備）
- ・文化財を取り巻く環境保全のための川の清掃、ごみ拾い（団体の本来取り組むべきこと）

3 各費目における単価上限、補助対象外経費等

(1) 各費目における単価上限、補助対象範囲等

- ・1回当たりの支払額が35,000円（税込み）以上となる場合、銀行振り込みとすること。

※赤字は特に注意すべき点

費目	細分	注意事項	上限金額
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	左記は全て 全額補助対象外
		外部委託のみの事業等、協議会等に主体性が認められない事業	
		協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出は補助対象外（ただし旅費は除く。）	
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	1,040円/時
共済費		イベント保険、その他危険な作業を行う場合のみ対象。雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等の事業主負担分は補助対象外	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	14,000円/日
	講演	専門家による講話、研究報告等に適用。芸芸等の実演、指導等は適用外	35,000円/日
	調査	専門家による現地調査。専門家以外による現地調査は賃金単価を適用	12,000円/日
	指導・実技	芸芸等の実演、指導、教授、解説（現地解説を含む）等	10,200円/日
	原稿執筆	日本語 400字（A4用紙1枚）程度	2,000円/枚
		外国語 200語（A4用紙1枚）程度	4,000円/枚
	翻訳	和文英訳 200語（A4用紙1枚）程度	5,700円/枚
英文和訳 400字（A4用紙1枚）程度		3,800円/枚	
その他和訳 400字（A4用紙1枚）程度		5,200円/枚	
出演料	公演における演技披露。社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—	
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
		行事・教室等参加者・受講者の送迎費・移動費（バスの借り上げ）等、参加者・受講者等の受益者が負担すべきもの	左記は全て 全額補助対象外
		協議会内の事務会合に係る交通費	
		特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代	
	宿泊費	真に必要な場合のみ（食事代（バック料金の場合は相当額）は補助対象外）	9,800円/泊
日当	日当及び日当に相当すると認められる定額支給のもの全て	補助対象外	
使用料及び借料	<ul style="list-style-type: none"> ・発注予定金額が10万円（税込み）以上の場合、見積書を添付すること。 ・発注予定金額が100万円（税込み）以上の場合、複数者からの見積書を添付すること。契約の際は可能な限り入札により相手方を決定すること。複数者からの見積書を添付することができない場合は、その理由を添付すること（様式任意）。 ・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。（見積書にも内訳を記載すること。） 	—	
役務費			
委託費			
工事請負費			
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・1点10万円（税込）以上の高額物品 ・パソコンやカメラ等、電力により稼働するもの全て ・参加者、協力者への贈答が目的の物品（賞状、景品等） ・個人が所有することとなる物品（鉢巻き、晒し、足袋等） ・参加者が実費負担すべき消耗品（材料費等） ・金券の購入（報償費として支給する場合も含む） 	左記は全て 全額補助対象外	
原材料費			
需用費			
	発注予定総額が10万円（税込み）以上の場合には見積書を添付すること。	—	

(2) その他の補助対象外経費等

費目	細分	注意事項
食糧費		食糧費全般（講師用の弁当，会議用の水等もすべて）
不動産関係費		建物の建設・修繕費，不動産購入費，不動産賃貸費，安全柵等の整備費
祭等の運営費		祭行事，レセプション（表彰式，懇親会，祝賀会等）の運営経費，大会参加費
団体が当然負担すべき経費		協議会等及びその構成団体の維持管理経費（家賃，光熱水費，電話代，臨時雇用者以外の賃金，パソコン・プリンタの借料，コピー機の保守料，ドメイン取得・サーバー維持管理費等），クリーニング代，収入印紙代，印鑑類，構成団体への振込に係る振込手数料等
受益者負担とすべき経費		参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費（講座参加者用書籍代，ワークショップ等の原材料費 等）
地域色の薄い取組		その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費
応募経費		本事業の応募に係る通信費，旅費等
補助期間外の支出		補助対象期間外（交付決定日から完了日の間以外）に実施した事業に係る経費
その他		ポイントによる支払いを行った場合の当該ポイント分の経費

※経費の性質上，上記と同義のものは同様の取扱となります。

※上記に記載の単価は補助金を充当できる上限単価であって，実際の支出単価は，協議会等において基準を定める等，適切に運用すること。